

東大阪中央ロータリークラブ

創 立 昭和47年2月20日
 例会日 毎週月曜日 12:30～
 例会場所 シェラトン都ホテル大阪 3F
 事務局 大阪市天王寺区石ヶ辻町2-8
 〒543-0031 クレアツィオーネ上本町 704号
 TEL : 06-6772-2320
 FAX : 06-6772-2327
 E-mail : hcrc@at.wakwak.com



会 長 三 木 武 志
 会長エレクト 小 川 高 弘
 副 会 長 百 濟 洋 一
 幹 事 佐 藤 三千秋
 会報委員長 岩 崎 史 郎

Be a gift to the world

世界へのプレゼントになろう

2015～2016 年度 国際ロータリー会長 K. R. ラビンドラン

第 1998 回例会 平成 28 年 2 月 11 日 (木曜日) 第 25 号

本日の例会 2月11日(木・祝) 第3例会

《 IM4組 ロータリー・デー 》

テ ー マ : IM第4組ロータリー・デーを考える
 場 所 : 「シェラトン都ホテル大阪」
 移 動 例 会 : 3階「金剛の間」 12:00～
 IM第1部 : 4階「浪速の間・西」13:00～
 第2部懇親会 : 4階「浪波の間・東」16:15～17:35

次回の例会 2月15日(月) 第4例会

◎卓 話 『 つれづれに思うこと 』
 担当: 鈴木 勝俊会員

前回の例会 2月1日(月) 第1例会

◎ビジター 大阪東RC 佐々木 恭一様

会長挨拶 会長 三木 武志

皆さま、こんにちは、2月に入り、寒さが続きますが、健康には十分お気をつけて下さい。

本日は、2月11日のロータリー・デーを控えて、IMについてロータリー第2700地区の文章から引用して、お話ししたいと思います。

IMとは Intercity Meeting : インターシティー・ミーティングの頭文字で、近隣都市の複数のクラブで実施

する都市連合会のことです。グループ (Group of Clubs、地理的状态や広さなどにより、地区が3クラブから7クラブの基準で区分されたものです)、分区単位でのクラブや、大都市の場合、その都市内の数クラブの会員が集まり、合同で行う自由討論会。ガバナー補佐が主催して開かれることが多いようです。決議や決定はなく、IMへの出席はメイクアップとなります。

その目的は第一に会員相互の親睦と面識を広め、会員にロータリー情報を伝えると共に、立派なロータリアンの養成にあります。そのため、経験豊かなリーダーの下で、ロータリーの奉仕の理想を勉強する会合です。

討論の主な内容は、4大奉仕部門をカバーしつつ、ロータリーの特徴やプログラムなどを検討します。クラブ会員、全員参加です。この会合の大切な目的は、会員相互の親睦と知識を広めることであって、さらに、会員にロータリー情報を伝え、奉仕の理想を勉強するために開催されます。

テーマはロータリーのこと、そして一般社会のことで、そのときに話題になっていること、考えなければならない問題点など、多岐にわたります。形式も講演、フォーラムなどいろいろあります。この会合では、知識を広め深めるとともに、グループ、分区内の会員の親睦も重要な目的ですから、懇親会も併せて開催されます。

これらの事をふまえて、来年はホストクラブですのでみんなで協力して、素晴らしいロータリー・デーになりますよう頑張りましょう。

出席報告

岡本 委員

本日の会員数	24名
本日の出席者数	20名
本日の出席規定適用免除会員	10名
本日の出席率	95.24%
12月14日の修正出席率	85.00%

ニコニコ箱報告

長堀 副SAA

三木会長	寒いですが風邪などひかないよう頑張りましょう。
佐藤幹事	気温の寒暖がはげしいです。
岩崎会員	早くも2月に入りました。今月も宜しくお願ひ致します。
清水会員	1月25日、例会欠席のお詫び
佐井会員	2月14日に大田町の中華学校にて春節祭を開催致します。皆様よろしくお願ひ致します。
岩橋会員	例会欠席のお詫び。 先週のソウルはマイナス15度でした。ホテルに忘れたパスポートも無事戻ってきました。
尾崎会員	先週、めまいで欠席しました。MRI検査をしましたが、年齢相応の脳の萎縮のみでした。よかったです。

2月のお祝い

- 入会記念日 林 佐井 岩橋 (各会員)
- 会員誕生日 瀧田会員
- 夫人誕生日 金子 桂様
- 結婚記念日 林 佐井 清水 尾崎 (各会員)
- 1月の内祝いニコニコ 累計 454,500円
- 1月のニコニコ箱 136,000円 累計 869,100円

幹事報告

幹事 佐藤 三千秋

1. 本日、例会終了後、第8回定例理事役員会を5階「サ

ルビアの間」にて開催致します。理事・役員の皆様には宜しくお願ひ致します。

2. 2月6日(土)の第2回クラブ国際奉仕委員長会議には、佐井国際奉仕委員長と岩橋次年度国際奉仕委員長に出席して頂きます。宜しくお願ひ致します。
3. 同じく2月6日(土)第1回クラブ戦略計画委員長会議は、三木会長、小川会長エレクトと私が参加して参ります。
4. 次週、2月8日(月)はIMの振替休会です。
5. 2月11日(木・祝日)はIM4組ロータリー・デーです。
場所はシェラトン都ホテル 3階「金剛の間」にて、12時より移動例会、
13時より4階「浪速の間・西」にて、ロータリー・デー開催、
16時15分より「浪速の間・東」にて懇親会があります。ご参加宜しくお願ひ致します。
6. 本日配布のガバナー月信2月号の8ページに「公德学園の皆さんを招いてのクリスマス会」の記事が記載されております。
あと、ロータリーの友・地区ホームページなどにも投稿しておりますので、ご覧になって下さい。
7. 1月の米山BOXは11,244円でした。ご協力有難うございました。

副委員長選任のお願ひ 会長エレクト 小川高弘

次年度の各委員長を、皆様には快くお受け頂き誠に有難うございました。又、今回は副委員長を選任して頂くこととなり、大変申し訳ございません。

何と申しましても、皆様全員に委員長となって頂いてますので、今回の副委員長選任の件、ご理解下さいますよう、宜しくお願ひ致します。

尚、当月2月末までに選任して頂きますよう宜しくお願ひ致します。

卓話

中村 徹会員

『相続(争族)問題について』

今日のお話は、相続争いについてです。長い間、相続税申告業務に携わっていると、しばしば相続争いの渦中

に巻き込まれ、相続人同士の争いを間近に見ることがよくあります。

相続争いは、相続人それぞれの考え方、主張が食い違うためにおこります。今回は、実際に関与した相続争いをもとに、相続争いがどうして起こったのかをそれぞれの立場から検証し、どうすれば相続争いを回避することが出来たのかを考えていきたいと思います。

まずはじめに

実際に相続税申告・納付が必要な方は、相続件数全体の4%程度とされています。(平成27年相続税改正以降は1.5倍の約6%になります)しかし『争族対策』は、相続税がかかる、かからないに関わらず、すべての家庭が対象となってきます。

「父を介護してきた長男夫婦とその他相続人との相続争い」です。

○平成8年に妻に先立たれた父Aさんは、平成10年に病に倒れ、介護を要するために、実家で長男夫婦と同居することになりました。そして5年後の平成15年10月にAさんは亡くなりました。

○相続人は、長男、長女、次男は亡くなっているので、代襲相続で孫A・Bが相続人となります。

○相続時点の財産評価は、自宅不動産3,000万円・預金6,000万円です。今回はわかりやすくするため、自宅と金融資産だけを挙げています。先ほども申し上げましたが、相続争いは、相続人それぞれの考え方、見解が食い違うためにおこります。まず、長男の立場になって考えてみたいと思います。

○平成10年以降、父の通院費、リハビリ代、介護費用、長男家族含む生活費は、父の預金から支払った。

○長男は、生活費・相続についてこう考えています。この5年間、自分の家族を犠牲にしてまで、父の介護をしてきたので、家族の生活費は当然のことながら、今後の相続についても他の相続人より多く割り当てられるべきである。

つまり、**民法的に言いますと、父の介護に貢献したという特別寄与分**が自分にはあると主張している。わけです。

⇒(民法904条の2)寄与分制度とは、相続人間の公平を図るために昭和55年に導入されました。

長男の遺産分割案

相続財産から寄与分を差し引いた額を、法定相続分を目安とした分割に応じて欲しい。本来の計算は、もっと詳細な内訳が必要ですが、今回はわかりやすくするため簡単な計算にしております。

内訳をみてみると

長女： $(9,000-4500) \times 1/3 = 1,500$ 万円

孫A： $(9,000-4500) \times 1/6 = 750$ 万円

孫B： $(9,000-4500) \times 1/6 = 750$ 万円

⇒**長男**： $(9,000-4500) \times 1/3 = 1,500+4500 = 6000$ 万円

法定相続分を目安にという言葉が頻りに述べますが、これは「法定相続分は、民法で定められていますが、必ずこれに従わなければならないものではありません。相続税申告をするときや、相続人による分割協議がまとまらない場合目安となるものです。」

長男の話の方向で話が進んできましたが…事件は突然起こりました。それでは、長男とは考えが異なるその他相続人の立場になって考えてみたいと思います。

○49日のあと、父の遺品を整理していると、過去の父名義の通帳が出てきま

した。長女が持って帰り過去の通帳を見ると、平成10年当時、約1億円

(相続時6,000万)あったことが判明しました。⇒差額の4千万円はどこに？

○長女は、長男が使った生活費・相続についてはこう考えています。

平成10年以降、父の通院費、リハビリ代、介護費用、生活費は、どう見積もっても2,000万円、長男が生前父からもらった生活費2,000万円はもらいすぎ…さらに相続分を多く欲しいなんてとんでもない。

民法的にいいますと、長女は、父の生前、長男が父から**特別の恩恵**を受けたものとして(**特別受益**)、相続財産に持ち戻すべきである。と主張しているわけです。「**特別受益の持ち戻し**」といいます。

⇒（民法 903 条）相続人の中で、被相続人から特別の利益を受けている相続人がいる場合、相続分通りに分けると不公平が生じます。これを是正しようとするものです。

2-2 長女の遺産分割案

⇒相続財産 9,000 万円に特別受益 2,000 万円を持ち戻した相続財産を、法定相続分を目安として分割する。

本来の計算は、もっと詳細な内訳が必要ですが、今回はわかりやすくするため簡単な計算にしております。

長女：(9,000+2,000) × (1/3) = 3,600 万円

孫 A：(9,000+2,000) × (1/6) = 1,800 万円

孫 B：(9,000+2,000) × (1/6) = 1,800 万円

⇒長男：(9,000+2,000) × (1/3) = 3,600 万円

3600 万円 - 2000 万円 = 1600 万円

その後、5 年間の 2 千万円の行方を調べてみますと、このような内訳になりました。

○バリアフリー対策のため、玄関・お風呂・トイレ・キッチン・の改装費や、車の買換えなど 1,000 万円

長男⇒あくまでもバリアフリー対策

長女⇒バリアフリーとはいうものの、最新機能がついており、とても贅沢

○生活費 200 万円/年間⇒1,000 万円

1. 預貯金の凍結

相続財産の中に預貯金があっても、相続人間の遺産分割協議が整うまで、共同相続人の同意（実印・印鑑証明）あるまでは、原則として金融機関は支払いに応じてくれません。

2. 不動産の利用制限

遺産分割協議が整うまでは、遺産である不動産は共同相続人の共有状態となり、相続登記や移転登記、建物を建てる場合は、原則として共同相続人の同意（実印・印鑑証明）が必要となります。

3. 精神的なダメージ

相続争いが長く続くと経済的な面だけでなく精神的に疲れます。

4. 相続税の申告に不利な取扱い（今回の争いがまとまる）

申告期限までに遺産分割協議が整わない場合は法定相続

分でとりあえず申告・納税を行います。分割協議が整うまで、相続税法上有利な取扱いを受けられず、多めの税金を払う必要があります（配偶者の軽減・小規模宅地特例）自宅不動産のうち、土地部分の評価が、一定の要件をクリアーすると最大 8 割減になります。

最終的な遺産分割案

ようやく申告期限間に話し合いがまとまりました。

○自宅不動産 3,000 万円、預金 6,000 万円、遺産総額 9,000 万円のうち、自宅は長男が引き続き住んでもらうため、預金のみを法定相続分を目安に分割しました。

長女：預金 6,000 × (1/3) = 2,000 万円

孫 A：預金 6,000 × (1/6) = 1,000 万円

孫 B：預金 6,000 × (1/6) = 1,000 万円

⇒長男：自宅不動産 3,000 万円、預金 2,000 万円

2015～2016 年度 第 8 回定例理事役員会議事録

日時：平成 28 年 2 月 1 日（月） 例会終了後

場所：シェラトン都ホテル 5 階 サルビアの間

出席理事

三木武志、小川高弘、百済洋一、佐藤三千秋、中村 徹
岩橋竜介、瀧田浩彦、浅野光男、岩崎史郎、金子勝信
佐井義昌、長堀哲矢 (計 12 名)

議 題

1、次年度委員長・副委員長、委員の報告

承認

2、献血活動の件（4 月 21 日予定）

ティッシュ 1,000 ケ

粗品（ ）ケ（事務所に昨年残り 20 ケ有）

社会奉仕委員会で、粗品（在庫確認）検討で承認

3、春の家族会の件 5 月に日帰りで検討

4、次年度 IM ローターリー・デー（当クラブホスト）

・開催日、2017 年 4 月 8 日（土）に決定

・今年度 IM 終了後、テーマを検討していく

5、吉原公園の桜の植樹

今年度も 3～5 本の植樹を社会奉仕委員会で
検討する

